議案第11号

日野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正等について

日野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を 別紙のとおり改正等をする。

平成27年3月3日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正等が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

- ・鳥取県西部地区特別職報酬等審議会答申等により教育長の給料及び期末手当を改定する。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され教育長が特別職となる ことにより、旧制度の教育長の任期が満了次第条例を廃止する。

2 改正内容

- ・月額565,000円を579,000円に改める。(第1条)
- ・期末手当の算定に用いる率の100分の122.5及び100分の137.5を100分の155に改める。(第1条)
- ・条例を廃止する。(第2条)

3 附則規定

第1条の規定は、平成27年4月1日から施行する。第2条の規定は旧制度の教育長が教育委員の委員としての任期満了後に施行する。

日野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例

第1条 日野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和46年日野町条例第7号)を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料)	(給料)
第3条 教育長の給料の額は、月額 <u>579,000</u> 円とする。	第3条 教育長の給料の額は、月額 <u>565,000</u> 円とする。
(期末手当)	(期末手当)
第4条 教育長の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する	第4条 教育長の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する
額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の	額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の
適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定	適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定
した額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例第19条第2	した額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例第19条第2
項中「100分の122.5」及び「100分の140」とあるのは「100分の155」	項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」
とする。	とあるのは「100分の155」とする。

第2条 日野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例は廃止する。

附則

この条例中第1条の規定は、平成27年4月1日から、第2条の規定は第1条の施行の際、現に在職する教育長のその教育委員の委員としての任期が満了した日の翌日から施行する。